

# 報 道 資 料

平成31年3月28日  
 総務部人事課  
 0742-34-4821（ダイヤルイン）

## 職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

### 記

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由	適用法令
① 収集課 非常勤嘱託職員 美田 拓馬	22	停職1月	<p>ごみの収集作業方法をめぐって職員同士で喧嘩となり、互いに怪我を負わせたものである。かねてより、作業割合について不公平感を抱いていた当該嘱託職員が状況を改善すべく本年2月初旬頃に当該職員及び上司を交えて話し合いを行い、収集担当箇所数を同一にすることで合意されたものであるが、その後も当該職員が合意内容を順守せず、依然状況が改善されないままであった。</p> <p>このような中、本年3月12日午前8時45分頃の収集作業時において、当該職員が合意内容に納得がいらず再度異議を唱え出したところ、当該嘱託職員から仕事が嫌なら帰ってよい旨の発言をされ、そのことに激高した当該職員が右手で当該嘱託職員の首を押すという暴行行為に及んだものである。これに対して、当該嘱託職員は咄嗟に右手で押し返し、さらに顔面等を拳で5～8回程度殴打したものである。</p> <p>これにより、当該職員は左肋骨骨折により約1カ月の怪我、当該嘱託職員は外傷性頸部症候群及び右手関節捻挫により約1週間の怪我をそれぞれ負ったものである。</p>	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
② 収集課主務 業務職員	40	戒告	<p>ごみの収集作業方法をめぐって職員同士で喧嘩となり、互いに怪我を負わせたものである。かねてより、作業割合について不公平感を抱いていた当該嘱託職員が状況を改善すべく本年2月初旬頃に当該職員及び上司を交えて話し合いを行い、収集担当箇所数を同一にすることで合意されたものであるが、その後も当該職員が合意内容を順守せず、依然状況が改善されないままであった。</p> <p>このような中、本年3月12日午前8時45分頃の収集作業時において、当該職員が合意内容に納得がいらず再度異議を唱え出したところ、当該嘱託職員から仕事が嫌なら帰ってよい旨の発言をされ、そのことに激高した当該職員が右手で当該嘱託職員の首を押すという暴行行為に及んだものである。これに対して、当該嘱託職員は咄嗟に右手で押し返し、さらに顔面等を拳で5～8回程度殴打したものである。</p> <p>これにより、当該職員は左肋骨骨折により約1カ月の怪我、当該嘱託職員は外傷性頸部症候群及び右手関節捻挫により約1週間の怪我をそれぞれ負ったものである。</p>	

・ 処分年月日は①②いずれも平成31年3月28日付けである。